

附 則

昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 5 月 28 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 10 月 29 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 11 月 6 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 10 月 29 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年 3 月 31 日に国文学専攻に在籍するものについては、当該専攻に在籍しなくなるまでの間従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 第 22 条の 2、第 22 条の 3、別表 3、別表 4 および別表 5 については、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 13 条の規定にかかわらず、平成 2 年 4 月 1 日以前の人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（国文学）

博士（国文学）

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 10 月 30 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 10 月 29 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の「一 法学研究科」については平成 5 年 4 月 1 日以降に在籍する者に遡及適用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 又は別表 4 を適用する。
- 3 改正後の第 10 条の 2 の規定は、平成 12 年度以後の入学者について適用し、平成 11 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 又は別表 4 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 又は別表 4 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条の規定は、平成 19 年度人文科学研究科入学者についても適用する。
- 3 平成 20 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降の入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 又は別表 4 を適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。
- 3 第 13 条の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（イギリス文学）

博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 13 条の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（ドイツ文学）

博士（ドイツ文学）

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 3 を適用する。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者の納付金のうち別表 3 については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。